

令和 8 年 市 議 会  
議員提出議案第 1 号

別府市議会議員定数条例及び別府市議会委員会条例の一部  
改正について

別府市議会議員定数条例及び別府市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 別府市議会議員 | 加 藤 信 康 |
| 賛成者 | 別府市議会議員 | 谷 口 和 美 |
| 賛成者 | 別府市議会議員 | 重 松 康 宏 |
| 賛成者 | 別府市議会議員 | 日名子 敦 子 |
| 賛成者 | 別府市議会議員 | 三 重 忠 昭 |
| 賛成者 | 別府市議会議員 | 山 本 一 成 |

記

別府市議会議員定数条例及び別府市議会委員会条例の一部  
を改正する条例

（別府市議会議員定数条例の一部改正）

第 1 条 別府市議会議員定数条例（平成 1 3 年別府市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 5 人」を「2 4 人」に改める。

（別府市議会委員会条例の一部改正）

第 2 条 別府市議会委員会条例（昭和 3 2 年別府市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「9 人以内」を「8 人」に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙後の最初の議会の招集の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の別府市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

### （提案理由）

議員定数及び常任委員会の委員定数を削減することに伴い、条例を改正しようとするものである。